

厚木市外から申込み・厚木市外へ申込み

厚木市に住民票があり、 他市区町村の施設を利用したい		他市区町村に住民票があり、 厚木市の施設を利用したい
厚木市保育課窓口（郵送不可） ※ 厚木市から他市区町村へ書類を郵送	書類 提出先	住民票がある市区町村 ※ 住民票のある市区町村が認定。転入後、厚木市が認定
他市区町村の締切日の1週間前	提出 期限	4月入所を除き、入所希望月の前月10日（土日祝日の場合、直前の開庁日）必着 ※ 新年度4月1次申込みは11月頃、2次申込みは1次締切後 ※ 厚木市の締切日必着 。提出期限は住民票のある市区町村に確認
他市区町村へ問い合わせ	対象 児童	次のいずれかに該当する方 1 入所希望月の前月末までに厚木市へ転入予定 2 保護者のいずれかが厚木市で勤務 ※ 厚木市で月64時間以上+週4日以上の実働がある 3 里帰りして厚木市で出産する
他市区町村へ問い合わせ ★ 市外から・市外への申込みは複数の市区町村を経由して通知するため、 結果が手元に届くまで時間がかかります。 ★ 結果通知前の問い合わせには回答できません。	必要な 書類	厚木市が指定する必要書類（原則、厚木市の書式） 事前に厚木市保育課へ問い合わせしてください。 【転入予定の場合】 ★ 転入先住所と引渡日が確認できる書類 … 賃貸・売買契約書等の契約済み書類のコピー ★ 誓約書（転入予定者用） ※ 他市区町村で厚木市の書式による受付ができない場合、住民票のある市区町村の書式でも可 ※ 厚木市以外の書式を使用する場合、厚木市の書式の「保育所等利用申込に関する確認書」と各申立書が必須
	申込みの 取り扱い	・ 厚木市内在住者、転入予定者・厚木市内の保育所等で保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務・内定している方を選考した後、厚木市内在勤者と里帰り出産する方を選考します。 ・ 厚木市在勤・里帰り出産の方が新年度4月に申込みする場合、2次申込みから選考対象です。 ※ 保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園。認可外保育施設は対象外。
他市区町村から協議結果が通知され次第、お知らせ（協議にかかる時間は市区町村により異なる）。	結果 通知	厚木市保育課で審査・利用調整を行い、結果は住民票のある市区町村からお知らせ
・ 必要書類や締切日は、市区町村により異なります。事前に確認してください。 ・ 転出予定で申込みする場合、住民票の異動と同時に転出先市区町村の保育所担当課で再度、利用申込み手続きをしてください。	転入予定 で申込み した際の 注意事項	・ 入所の可否にかかわらず、厚木市に転入し、住民票異動手続終了後、すぐに厚木市保育課で厚木市民としての申込みをする必要があります。 ・ 入所する前月末までに必要な手続が終わっていない場合、入所取消しになります。